

令和2年10月29日

長崎県福祉保健部長

中田 勝己 様

公益社団法人長崎県看護協会

会 長 西村 伊知恵

要 望 書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療機関、行政、産業保健分野等の看護職の業務が増大したことで、個々の看護職の業務負担、精神的負担は増大し、これまでの業務体制を維持することが困難な状況でもあります。また、少子高齢化、人口減少、更に自然災害の増大等の影響の中、住民の健康課題解決に向けた早急な取り組みが望まれるところです。

更に、地域包括ケアシステムの推進・充実が求められる中、看護職は、多職種と連携を強化しつつ、地域の人々の健康づくり等保健福祉の向上に取り組んでいます。特に、医療においては、急性期から在宅医療まで様々な場で「医療」と「生活の質」の視点を持って最良の看護を提供し、県民の健康な生活の実現に役割を發揮しています。

このような中、長崎県看護協会は、看護の質の向上や看護職が安心して働き続けられる環境づくり、訪問看護を含む在宅医療の推進を図るため、さまざまな事業を展開しております。

つきましては、県におかれましては以下の事項について、優先度の高い課題として、具体的に取り組みを推進していただくよう強く要望いたします。

要 望 事 項

1. 看護関連予算の確実な確保

看護の人材確保、質の向上等看護関連予算全般の確保

2. 地域包括ケアシステムの充実に向けた看護の役割推進について

(1)訪問看護支援の推進、訪問看護サポートセンター事業、看護職の認知症対応力向上研修の継続的实施のための予算の確保

(2)行政保健師の役割發揮と地域における看護職連携強化に向けた支援

3. 健康で安全に働き続けられる職場づくりの推進について

看護職確保の推進、ナースセンターの機能強化、働き方改革を推進するためのプラチナナースの活用のための事業の継続実施に対する予算の確保

4. 質の高い看護実践を支える生涯学習の推進について

(1)特定行為研修受講者の増加に向けた支援

(2)介護保険施設等の看護職の看護実践力向上に向けた支援

(3)県立高等学校での准看護師養成の見直しについて

(4)臨地実習で学ぶことに大きな制約を受けた今年度新規卒業の看護職の就業及び就業継続支援

5. 新型コロナウイルスの感染症への対応について

(1)医療・介護現場等における感染防護資材の十分な確保

(2)感染症対応のための保健所の体制整備と保健師の増員

(3)各医療機関における感染管理認定看護師の確保のための支援

1. 看護関連予算の確実な確保

地域包括ケアシステム構築の推進・充実が求められるなか、「医療」と「生活の質の視点を持って病院から在宅、地域まで様々な場面で看護を提供できる看護職の養成、離職防止・資質向上、就業促進等、看護職員確保対策に係る予算の確保に引き続きご尽力を賜りますようお願いいたします。

回答

看護職員の確保対策については、現場の実態を踏まえながら、引き続き必要な予算の確保に向け努力する。

2. 地域包括ケアシステムの充実にに向けた看護の役割推進への支援

(1) 在宅医療の推進について

県は医療計画において、「在宅医療」は、地域包括ケアシステムに不可欠な構成要素と位置付け、在宅医療の提供体制整備や在宅医療に係る人材育成・確保に取り組んでおられます。本協会でも、訪問看護推進に係る事業として「長崎県訪問看護サポートセンター事業」の委託を受け、①訪問看護師の確保、質の向上 ②訪問看護ステーション管理者の支援③複数ステーションでのケア提供体制の推進等の事業を実施しております。今年度は、委託事業継続3年目となりますが、事業継続と更なる支援の充実のために予算の確保をお願いします。特に、今後、訪問看護ステーションで採用が進むと考えられる新卒者の現任教育体制について、訪問看護サポートセンター事業として、各訪問看護ステーションに対し新人教育体制の整備等（教育プログラムの作成、教育担当者の育成及びサポート等）の支援が必要と考えておりますので、事業化に向けてご検討いただきますようお願いいたします。在宅医療推進のためには、在宅医療支援病院、在宅医療支援診療所の充実、在宅医療に従事する医師の確保、特に小児在宅医の確保等が必要との声が、在宅医療に従事する訪問看護師等から寄せられております。これらについても、併せて取り組みをお願いします。

また、本協会が委託を受け実施している看護職の認知症対応力向上研修の継続的实施のための予算の確保をお願いします。

回答

高齢化も進んでおり、地域包括ケアシステムの早期構築の必要があり、在宅医療の充実のための人材育成には、重点的に取り組んでいく。

在宅医療を推進するためには、多職種が連携し、情報共有や切れ目のない支援を行う必要があり、中でも訪問看護師の役割は、在宅患者の療養生活の支援、急変時の対応など在宅医療の中心的な役割を担っている。

平成30年度から実施している訪問看護サポートセンター事業について、3年目となるが、訪問看護師の育成・確保のためには、各種研修、相談支援事業等は今後も必要であると認識している。

訪問看護ステーションにおける新人教育体制の整備等は、重要であると受け止めており、今後、看護協会とも協議を重ねながら、その支援のあり方について検討してまいりたい。

認知症高齢者の増加が見込まれる中、医療機関内での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制を構築し、認知症医療提供体制を充実強化するため、看護師の認知症対応力向上研修の実施は継続していく。

医師確保対策として、離島へき地の医療提供体制の確保のために、医師の地域偏在や診療科目の偏在対策に、引き続き取り組んでいく。

小児在宅医の確保については、県医師会へ委託している「医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業」の一環として、成人在宅医師と小児科医等を対象とした研修を実施しており、両者の地域における連携体制の構築、成人在宅医師の小児分野への参入を推進している。

(2) 行政保健師の役割発揮及び地域における看護職連携強化に向けた支援

長崎県看護協会としては、地域包括ケアシステム、在宅医療の中核を担うのは看護職であり、役割を推進するためには看護職が地域の中で連携していくことが重要と考えています。地域住民の健康な生活の実現に向け、地域における看護職連携の強化にむけた取り組みへの支援をお願いします。特に、地域の

看護職連携を進めるにあたっては、各地域の行政保健師（特に統括保健師）が役割を發揮することが重要と考えています。保健所、各市町への統括保健師の配置、その役割發揮に向けての取り組み等を充実していただきますよう、要望します。

回答

保健師の分散配置が進む中、人材育成、組織横断的な保健師活動の調整のためにも、統括保健師の配置は重要である。

県本庁、保健所に統括保健師を配置し組織の整備を図ってきた。また、市町長あてには、統括保健師の配置に努めるよう通知を発出し、さらに、各市町を巡回し、理解を求めるとともに意識付けを図るなど、市町統括保健師の配置を推進してきた。引き続き、未設置の市町に対し、調査やヒアリング等を実施し、市町統括保健師配置に向けて働きかけていく。

3. 健康で安全に働き続けられる職場づくりの推進への支援

(1) ナースセンター機能強化について

日本看護協会では国の「働き方改革」を受けて、看護職の働き方改革の目標を「働き続けられる仕組みを創る。その仕組みは実現可能で、持続可能な仕組みであること、看護職が生涯にわたって、安心して働き続けられる環境づくりを構築し推進する」としています。今後の働き方改革の推進で看護職が働き続けられる環境が整備され、県民への安全安心な医療提供につながるよう、引き続き医療勤務環境改善支援センター事業等での取り組みをお願いします。

また、現在プラチナナース活躍推進事業として、県の委託を受け、一定の成果をあげているところです。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、プラチナナースや未就業者の雇用を増やしていくことが継続的な看護職の確保につながります。そのためには研修会や交流会の実施や施設管理者との連携が不可欠です。これらの事業継続について予算化をお願いします。

回答

医療勤務環境改善支援補助事業や医療勤務環境改善支援センターの訪問の際、看護職についてアドバイスできることがないかを確認するなど、引き続き、看護職員が安心して働き続けられる職場づくりを目指して取り組んでいく。

プラチナナース活躍推進事業については、今年度が最終年度であり、看護協会には3年間の事業評価を行っていただいているところである。求人・求職側の課題やマッチング強化のための仕組み等整理されたものを踏まえながら、事業の方向性や内容について、今後、協議を進めてまいりたい。財政状況が厳しいため、予算拡充は難しい。

就業支援については、ナースセンターと看護キャリア支援センターで役割分担し、連携しながら事業を推進している。看護キャリア支援センターでの事業継続も含め協議を進めていきたい。

(2) 医療現場における患者・家族からのハラスメントの現状把握と対策の推進

近年の医療勤務環境では、患者・家族からのハラスメントが深刻化し、看護職をはじめとする医療従事者が安心して働くことが難しくなっています。先般の「新型コロナウイルス感染症の医療職への誹謗中傷に対する県民へのメッセージ」は医療職にとって大変心強いことです。これと同様患者・家族からのハラスメントに対しても、看護職員をはじめとする医療従事者の人権も守られ、将来にわたって安全で質の高い看護の提供が可能になるよう行政として県民への周知活動を継続していただきますよう要望します。

回答

ハラスメント対策について、厚生労働省指針では、事業主に対し、相談体制の整備や被害を受けた労働者へのケア等適切な配慮を行うことが望ましいとされている。

県では、医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療現場での働き方改革推進のため、業務の効率化やタスクシフトの導入など勤務環境の改善に取り組む医療機関に対し支援を行っていく。

ハラスメント対策については、医療従事者のケアのために、医療機関における相談窓口の設置や定期

的な面談の実施など組織的な対応策を社会保険労務士から助言していただいております。長崎労働局とも一体となって実施している。

引き続き、質の高い看護の提供に資するよう、医療の勤務環境改善に対する支援を行っていく。

4. 質の高い看護実践を支える生涯学習の推進について

(1) 特定行為研修受講者の増加に向けた支援

特定行為に係る看護師の研修制度が創設され、研修修了者は2,646人(2020年7月時点)、指定研修機関は46都道府県222機関(2020年8月時点)となりました。県内においても指定研修機関として2機関が設置され、すでに研修がスタートしております。県におかれましては、さらなる研修制度の普及促進、受講者増を図るために、看護管理者や医師など対象ごとに情報提供の場を設け、特定行為研修修了者の活動内容や課題共有・解決のための研修会や会議体の設置をお願いします。さらに、受講者の所属施設に対し、研修派遣時の代替職員雇用の費用支援など、特定行為研修受講への支援を強化していただくことを要望します。

回答

今年度から、長崎大学病院及び長崎医療センターにおける特定行為研修が始まる。県としては、受講生の確保が重要と考えており、制度の普及促進のため、国に対して、診療報酬加算対象項目を拡大し、医療機関が経済的なインセンティブを得られる仕組みの構築について要望している。

平成30年度から開始した特定行為研修受講補助は、平成30年度が1件、令和元年度が5件と活用件数が増えており、県内養成施設の設置で今後さらに県内の受講者が増えてくると期待している。具体的なモデル事例を示しながら、配置のメリットを伝えるなど広報に努めていく。

受講支援として、代替職員に係る経費の補助は困難だが、令和2年度から受講料補助の対象人数を10名から25名に拡充した。引き続き予算の確保に努める。

(2) 介護保険施設等の看護職の看護実践力向上に向けた支援

介護保険施設で働く看護職は、平成30年衛生行政報告例によると2,830人、全看護職の11%を占めています。介護保険施設の看護職の多くは、感染管理や看取り、喀痰吸引、褥瘡処置等に関する業務でケアの質にかかわる指導的な役割を果たしています。しかし、看護職の人数が少ない施設が多く、研修受講機会の確保が難しい状況もあり、介護施設における看護の専門性を積み上げていく体制が十分とはいえない状況です。医療ニーズの高い入所者が増加する中、切れ目のない医療・介護の実現をめざし、在宅ケアを推進するために介護保険施設等に働く看護職の看護実践力向上に向け、国の要綱に基づく介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業(看護実務者研修)の実施等、研修体制の整備をお願いいたします。

回答

認知症高齢者等の増加に伴い、介護施設においても、医療的ケアの必要な入所者の増加が見込まれることから、介護施設における看護職員の役割はますます重要になっている。そのため、介護施設において、保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職を対象に、高齢者が尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を習得できるような研修の実施に取り組んでまいりたい。

(3) 県立高等学校での准看護師養成の見直しについて

看護教育の4年制化が求められる現状にあって、准看護師養成は教育内容、教育時間等の観点から社会のニーズに対応できていないと考えます。

県民の安全・安心な医療の提供のためにも、県内中・高校生の適切な看護職資格取得のためにも、県立高等学校における准看護師養成について、早急な見直しをお願いします。

回答

五島高校衛生看護科のこの3年間の入学者は、定員40名に対し、22~29名であり、島外からの

入学者は、3～14名である。

今後の方向性については、令和3年度から10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」の中で「医療技術の高度化・専門家が進んでおり、看護教育においては、更なる専門的・実践的な知識の習得の必要性が高まっていることから、看護に関する学科のあり方については、五島高校衛生看護科における中学生の志願や卒業後の進路及び養成のための施設や実習の状況等を踏まえ、検討する」としている。

(4) 臨地実習で学ぶことに大きな制約を受けた今年度新規卒業の看護職の就業継続支援について

今年度は、看護基礎教育の特性ともいえる臨地実習が、新型コロナウイルス感染症防止のために大きな制約を受けています。学生が対象者と対面してコミュニケーションを図りながら、その人を理解し、看護をどのように提供していくのかを考え、ケアを提供するプロセスを一貫して学ぶことができなくなっている状況があります。このような学生が国家試験に合格後は第一線の医療現場に出ていくことになります。

長崎県はこれまでも新人看護師の研修制度支援に取り組んでいただき、このことによって、新人看護職員の離職率はある一定抑えられてきたと考えています。しかし、次年度はこれまでの研修制度で対応可能かと、看護管理者からも看護基礎教育の現場からも危惧する声が上がっています。長崎県の看護職員の確保は喫緊の課題でもあります。そのことをふまえ、次年度は新人教育担当者の増員に伴う人件費補助の増額、新人看護師が研修に専念できるようその間の代替職員を確保した場合の人件費の補助、施設外での新人看護職員研修の機会の増等、各医療機関等における新人看護職員研修への支援を拡充・強化していただきますよう要望いたします。

回答

新型コロナウイルス感染症の拡大で、実習中止が余儀なくされており実習経験を積めないことで、自らの看護実践能力に不安を抱いたまま卒業し就職することになることから、今年度看護師等養成施設等実習補完事業を創設した。

しかし、県内の新人看護職員の離職率は、平成30年度が6.2%、令和元年度が8.9%と増加しており、適正・能力への不安が上位の理由となっていることから、更なる離職者の増加とならないための対応が必要と考えている。

新人看護職員研修補助及び看護キャリア支援センターでの研修事業について引き続き予算確保に努める。

令和3年度厚生労働省概算要求では、「新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業」が新たに掲げられている。本事業についても活用していく予定。

看護協会には、看護キャリア支援センター事業の集合研修、交流会、教育担当者研修等新人看護職員研修実施について、現場のニーズを踏まえた内容充実をお願いする。

5. 新型コロナウイルスの感染症への対応について

県内の医療機関、訪問看護ステーション、介護施設等で、安心安全なサービスを提供し、そこで働く看護職の安全を守るためには、感染防護資材の確保は必須です。現在でも、施設によっては、確保が不安定、高価である、入手先の情報がない等の声もあります。今後の流行拡大に備え、ぜひ、県において感染防護資材等の安定的な確保・供給を行っていただきますよう要望します。

回答

感染症指定医療機関等に対しては、県の備蓄資材や国から無償提供される防護資材を配布してきたところであり、今後共、関係医療機関のニーズに応じて計画的に配布していく。

介護施設等における感染防護資材の確保について、介護施設等で不足するマスクや消毒薬を、県で一括調達し、各施設に配布を行っているほか、施設における感染症発生時に迅速に対応するため、県で防護用品等の備蓄を行っている。

また、国の緊急包括支援交付金を活用し、介護施設の感染防護資材等の購入を含めたかかり増し経費に対し、支援金の給付を行っている。引き続き、支援に努める。

保健所は、健康危機管理の拠点として位置づけられていますが、地域保健法施行後、保健所数は減少しています。

また、通常から地域の健康課題解決に取り組む保健師は、業務が多岐に渡り、分散配置されていることもあり、業務負担は大きくなっていますが、特に、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に際しては、益々、業務負担が増大しています。この様な中、新型コロナウイルス感染へ迅速かつ効果的に対応するための、保健所の体制整備、保健師の増員を要望します。

回答

保健所の体制整備については、看護師、保健師の会計年度任用職員の採用や県看護協会からの看護師の派遣などにより、集団感染が発生した際の必要人員を想定した体制の整備を行っている。また、正規の保健師の追加採用を実施し、保健所保健師の増員を図りたい。

今後も、電話相談の外部委託などを実施し、保健所の保健師が積極的疫学調査等にしっかり対応できるよう、業務負担の軽減に努める。

また、医療機関等では、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、感染管理認定看護師の役割発揮が評価され、今後、各施設での認定看護師の確保、養成ニーズが拡大すると考えられます。

日本看護協会としては、今後研修機関の確保、増大のための取組を実施する予定もあり、県内でも研修受講者の増が予測されます。現在、県の認定看護師養成の補助金では、感染管理認定看護師取得は補助対象外となっておりますが、補助対象に加えていただきますよう、再検討をお願いします。

回答

新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症に対する院内感染対策の推進において、感染管理認定看護師の果たす役割は大きいと考えている。医療人材対策室で実施している質の高い看護職員育成事業については、本県における医療提供体制整備のための施策と一体となって実施しており、平成30年度に在宅医療の推進に向けて補助対象分野を見直したことから、現時点で感染管理認定看護師は対象分野となっていない。

感染症専門人材の育成を図るために、感染管理認定看護師についても対象分野に追加する。